

建 政 ー 7 8
令和7年4月9日

各建設業関係団体の長 様

秋田県建設部長
(公印省略)

県建設部における相談窓口の設置について（通知）

昨年、元建設部職員が下請事業者をあっせんする見返りとして賄賂を受け取るという極めて悪質な事案が発生したことを受けて、建設部が所管する建設工事等業務における対等かつ適切な契約履行と不正防止を目的に、契約上の疑義等に中立的に対応する相談窓口を次のとおり設置しましたので、お知らせします。

各建設業関係団体においては、各会員に周知するとともに、県職員への不当な働きかけや県職員の不正行為の根絶に向けて一層のご協力をお願いします。

設置場所：県建設部建設政策課

担 当 者：政策監、業務指導チームリーダー

相談対象：建設工事等業務にかかわる事業者から寄せられる疑義等

電話番号：018-860-2412

メールアドレス：gyoumusidou@mail2.pref.akita.jp

担当	建設政策課	政策監・業務指導チームリーダー
	電話番号	018-860-2412
	E-mail	gyoumusidou@mail2.pref.akita.jp

建設工事等業務に関する相談窓口を設置しました！

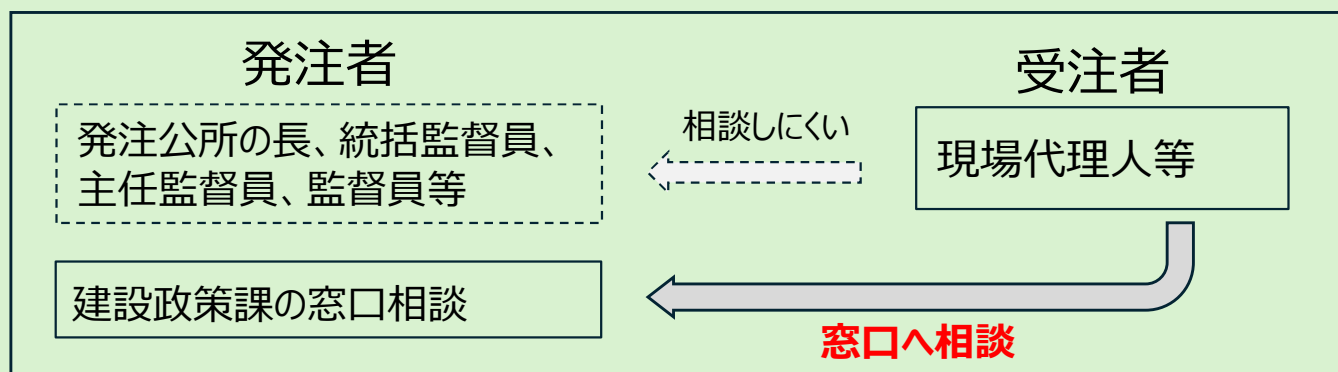
大事に至る前に
早期に相談を！



建設工事や作業委託業務に関する発注者への疑義等は
相談窓口に連絡を！

《工事及び作業委託契約書》

『受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる』



【相談窓口】

設置場所：秋田県建設部建設政策課

担当者：政策監、業務指導チームリーダー

電話番号：018-860-2412

E-mail：gyoumusidou@mail2.pref.akita.jp

事業者からの相談対応処理に係るフローチャート

